

令和6年度から 段階的に水道料金等の改定をします

【問合せ】 水道課 業務係 (内線238・249)

水道料金の改定の背景

水道事業は、お客様にお支払いいただく水道料金で成り立っていますが、人口減少や節水型機器の普及などにより使用量が減り、水道料金収入は減少し続けています。昭和57年に料金改定をして以来、40年間にわたり料金を据え置いて経営維持してきましたが、老朽化が進む水道管や水道施設の更新、大規模地震に備えた耐震化を着実に進めるために、水道料金等の改定を行います。今回の改定にあたっては、令和6年度から令和10年度までの5年間に不足する経費をもとに試算し、新たな料金を設定しました。日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである水道を、安心安全で安定的に供給を行うために水道料金の改定にご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金の改定内容

令和6年度と令和8年度で段階的に平均27%改定します。

令和6年度は7月検針分(2期分)から基本料金と水量料金を見直し、平均20%値上げします。

新水道料金表 (2ヶ月・税抜き)

※()内は現在の料金との差額

区分	口径	基本料金 (2ヶ月当たり)	水量料金(1㎡につき)				
			12㎡まで	13㎡~40㎡	41㎡~80㎡	81㎡~120㎡	121㎡~
専用	13mm	1,520円 (+540円)	90円 (+40円)	130円 (+14円)	160円 (+12円)	210円 (+20円)	230円 (+15円)
	20mm	2,770円 (+130円)					
	25mm	3,990円 (+190円)					
	30mm	6,970円 (+330円)					
	40mm	14,600円 (+700円)					
	50mm	25,410円 (+1,210円)					
	75mm	68,040円 (+3,240円)					
	100mm	138,810円 (+6,120円)					
共用	1戸につき 1,520円 (+540円)		使用数量を契約戸数で除し、専用給水装置の水量料金により算定した額に契約戸数を乗じて得た額				
臨時	1㎡につき400円 (+100円)						

新料金適用時期

令和6年5月1日付で改定し、新料金表による水道料金が適用されるのは7月検針分からになります。

令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月	令和6年7月
● 3月分検針日		● 5月分検針日		● 7月分検針日
← 現行料金		→ 改定料金(新料金)		
3月分 請求		5月分 請求		7月分 請求

※令和6年5月1日以降に開栓されたお客様は、改定後の料金になります。

【水道料金の計算例】2か月で、60㎡を使用した場合の水道料金(口径13mmの場合)の計算方法は次のとおりです。

新水道料金 ※4人家族で60㎡(1人当たり15㎡)使用した場合の例
① 口径13mmの基本料金・・・1,520円
② 1～12㎡の水量料金・・・12㎡×90円=1,080円
③ 13～40㎡の水量料金・・・28㎡×130円=3,640円
④ 41～60㎡の水量料金・・・20㎡×160円=3,200円
合計・・・①+②+③+④=9,440円×1.1=10,384円 → 水道料金は10,384円です。
※60㎡使用した場合、現在の水道料金と比較すると1,817円値上がりします。

人数別使用量の目安 (令和6年7月検針分から) ※口径別水量の試算については、町HPをご覧ください。

水道メーター口径	13mm				
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
使用水量	15㎡/2か月	30㎡/2か月	45㎡/2か月	60㎡/2か月	75㎡/2か月
現行料金	2,121円	4,035円	6,125円	8,567円	11,009円
令和6年7月検針分～	3,289円	5,434円	7,744円	10,384円	13,024円

水道メーター口径	20mm				
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
使用水量	15㎡/2か月	30㎡/2か月	45㎡/2か月	60㎡/2か月	75㎡/2か月
現行料金	3,947円	5,861円	7,951円	10,393円	12,835円
令和6年7月検針分～	4,664円	6,809円	9,119円	11,759円	14,399円

加入分担金・手数料の改定

令和6年4月から加入分担金と手数料を改定します。
 ※各種証明手数料、配管図複写手数料を新たに設定します。

加入分担金 (消費税込み)	13mm	88,000円
	20mm	143,000円
	25mm	264,000円
	30mm	363,000円
	40mm	627,000円
	50mm	979,000円
	75mm	2,189,000円
	100mm	3,850,000円
設計審査手数料	1,500円	
工事検査手数料	1,500円	
各種証明手数料	200円	
配管図複写手数料	200円 (1枚につき)	

水道料金等の詳細は町のHPに掲載しています。



水道料金等の改定に関するQ&A

〈Q〉 どのように改定を決めたのですか？

〈A〉 美浜町水道事業運営委員会からの答申を踏まえ、改定案を作成しました。
 そして、令和5年9月議会を経て、令和6年度からの水道料金等の料金改定が確定しました。

〈Q〉 どうして水道料金を改定するの？

〈A〉 昭和57年の料金改定から40年間にわたり、料金を据え置いてきました。しかし、平成30年度に策定した「美浜町水道事業経営戦略」において令和6年度から赤字経営となることが予測されました。その後、毎年、決算状況と経営戦略と比較し、再度試算した結果、令和6年度から令和10年度までの5年間に必要となる経費が約5億円弱不足するため、平均27%の料金改定による財源確保が必要であると判断しました。